SDV・監査の実施手順

当院は平成20年1月から電子カルテにて運用しています。当センターにはSDV用に11台の端末を準備しています。SDVは予約制となっており、実施手順は下記のとおりです。

1. SDV 端末予約申込

- ・近畿大学病院治験システム (CT-Portal) の「SDV 予約管理」で SDV 端末の空き状況を確認後、担当 CRC に SDV 予約をしてください。(担当 CRC が予約入力を行います。)
 - ※ 1 予約=3.5 時間(午前枠(9:30-13:00) と 午後枠(13:15-16:45) があります。)

SDV 予約枠は1試験 に対して最大8予約まで可能。

実施中(本同意取得から治験薬終了(中止)時検査までの期間)症例が8例以上である試験は、最大12予約まで可能。

監査30日前は1試験に対して最大12予約まで可能。(但し、監査日のブース予約数は除く)

※ SDV が上記枠では対応が難しい場合、緊急時など、その他やむを得ず追加で SDV が必要な場合は随時、担当 CRC にご相談ください。

2. SDV·監查当日

- ・予約している SDV 端末に設置してある「電子カルテ閲覧管理記録」に必要事項を記載する。
- ・SDV 実施毎に所定の様式(「直接閲覧実施に際して」)に記載して、担当 CRC に提出してください。
- ・試験担当者が当院において初めて SDV を実施する際には「モニター証明書」を提出してください。
 - ※試験担当者以外の方が SDV を実施する際には以下の記載を参考に担当 CRC に書類を提出してください。(提出は初回のみで結構です)
 - ・protocol 別冊にモニターとして記載あり⇒提出書類不要。
 - ・protocol 別冊に記載はないが、protocol としてモニター指名されている ⇒モニター指名書(写)が必要。
 - ・上記以外に該当する場合⇒貴社におけるモニター証明書(写) が必要。 (モニター証明書がない場合には、履歴書(写)が必要)

3. SDV 実施後

・SDV 実施後1週間以内に、近畿大学治験システム (CT-Portal)「SDV 実施状況登録」を入力してください。

4. その他

- ・必須文書の SDV 予約は治験事務局担当者にご連絡ください。
- ・当院でOJTをして頂く事は可能ですが、OJTのためのブース予約はお断りしております。(但し、SDV 当日に空き ブースがある場合は御使用いただけます。CRCへSDV 予約を依頼してください)
- ・予備 SDV 端末はあくまでも緊急対応するためのスペースですので、被験者登録時など緊急の場合は別途、担当 CRC までご相談ください。
- ・SDV室内での食事は禁止です。

改訂履歴

2018/10/22:「SDV・監査の実施についての注意」を「SDV・監査の実施手順」に改名

近大堺病院の記載を削除

「近畿大学治験システム」を「近畿大学医学部附属病院治験システム」に変更

「1 予約=3.5 時間以内」を「1 予約=3.5 時間」に変更

実施中を「本同意取得から治験薬終了時検査(中止時検査)までの期間」と定義し、該当期間の

症例数8例以上の試験について記載を追記

緊急予約の相談先を変更

2019/4/1:病院名称変更

2024/6/4: SDV 室内食事禁止を追記